



人いきいき

多くの方に楽しんでもらえる祭りに

訓子府の夏の一大イベント、第39回ふるさとまつりが7月7、8日に開かれます。今回の実行委員長は、農協青年部の佐藤さんが務めます。「多くの方に来ていただき、楽しんでもらえるイベントにしたい」と祭りの開催を楽しみにしていました。夏の「ふるさとまつり」と冬の「さむさむまつり」は、訓子府の大きなイベントです。二つの祭りは、農協青年部、商工会青年部、訓子府町青年団体連絡協議会、役場親睦会青年部の4団体で構成する実行委員会が主催しています。

「実行委員長という大役を務めるのは、今回が初めてで当日のあいさつを含め、とても緊張しています。今は、無事に祭りが成功することだ

佐藤 雄一さん（相丘 35歳）

けを考えています。青年4団体で協力して、お客さんに楽しんでもらえる祭りにするため、準備を万全にするよう進めています。

「プログラムは、前夜祭の行灯パレードや各団体の出店、本祭の各種イベントで見どころがたくさん詰まった内容になっています。また、キャラクターショーや歌と笑いのステージでは、豪華なゲストにだけなので、子どもから大人まで多くの方に足を運んでもらいたいんです。特に、農協青年部が担当している牛乳ロールでは、農協のおいしい牛乳を飲むことができるので、参加してもらえたらうれしいですね」

「実行委員長を務めることで、普段関わることのない人と関われるきっかけになるので、積極的に活動していきたいと思っています。他の団体とのつながりを大切に、祭り以外でも何かできることがあると良いと思っています。青年活動を通して町を盛り上げたいですね。これからは、野菜に興味を持ってもらえたり、農業に触れてもらえるような活動をしていきたいです」

くんねっぷファン



活躍できる子どもを育てたい

田澤 佑太さん（西幸町 28歳）

今日は、訓子府小学校教諭の田澤佑太さんにお話をうかがいました。

「広尾町出身で、高校を卒業後、札幌の教育大学に進学し、石狩で非常勤講師、広尾で期限付教諭として働いたあと、採用試験に合格し、4月から訓子府小学校に勤務することになりました」

「中学校や高校で先生にお世話になったことがあり、教諭になることをめざしました。いろいろなところで活躍できる子どもたちを育てたいと思っています」

「訓子府町は、生まれ育った広尾町に環境が似ていて、住みやすいです。また、地域の方が声をかけてくれて優しさを感じます」

「時間ができたら、まだ行ったことのない広島や九州に旅行に行ってみたいです」

姉妹まちからの お便り

高知県津野町



白石大運動会と集落活動センター「しらいし」のオープンを迎えます。5月20日に旧白石小学校で行われました。



津野町でがんばっています

交流職員 桜井 隼人

4月に津野町へ単身赴任し、3か月が経ちました。ゴルフデュークには家族が訪れ、津野町を案内し、6月には小学校運動会のため、一時帰町しました。

津野町では、例年より早く5月末から梅雨入りし、湿度の高い初めての梅雨を体験しています。

津野町役場では、産業課でイベント担当となり、津野町のお祭りなどを運営します。5月に開催された「津野町ふれあい特産市」は、無事に大盛況で終えることができました。次は8月の夏まつりに向けて準備を進めていきます。

初めての梅雨を体験



白石大運動会は、2年ぶりに開催されたもので、高知県立大学の学生約30人や地域内外からたくさんの方が参加し、白石競輪（リム回し）やタイヤ奪いなど13競技を行いました。

競技一つ一つに趣向が凝らされ、終始笑いの絶えないにぎやかな楽しい一日となりました。

運動会と併せて行われた集落活動センター「しらいし」の開所式では、看板の除幕やバルーンリリース、餅投げなどで盛大に開所を祝いました。

わたしたちの国民年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

申請により保険料が免除される制度があります。ただし、本人のほか連帯して保険料の納付義務がある配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下である必要があります。なお、学生納付特例免除を申請する場合は、本人の前年所得のみが審査されます。

注) 免除の承認を受けた際、全額免除、学生納付特例制度、納付猶予制度以外に該当した方は、納付すべき一部の保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

※申請される方は、印鑑と年金手帳を持参してお越しください。

■失業などを理由とする「特例免除制度」
失業などをした日の前月から、失業などをした年の翌々年の6月まで申請することができま

す。申請のときは、その事実が確認できる公的機関の証明書（「雇用保険受給資格者証」など）が必要となります。

■できるだけ追納を
免除期間は、年金の受給資格を計算するときには算入されますが、年金額の計算をするときには免除の区分によって減額されます。

また、「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」に該当したときは年金額には全く反映されません。

免除期間の保険料は、過去10年以内のものであれば、あとから納める（追納）ことができ、追納した期間は、全額納付した場合と同じ扱いになります。なお、追納は先に経過した月（古い月分）から納付することとなります。

将来受給する年金額を少しでも多くするために、できるだけ計画的に追納するように心がけましょう。

■問合せ 北見年金事務所（☎ 33-6007）
町民課戸籍年金係（☎ 47-2203）

納め忘れはありませんか？国民年金保険料